



AIUの医療保険 スーパー上乗せ健保 ガン保険 メディカル総合保険

ガンのみ補償特約、治療費用補償特約、一部負担金追加補償特約（治療費用補償特約用）
特定疾病診断給付金支払特約、通院医療保険金支払特約、回復支援費用補償特約
手術医療保険金支払特約、入院療養一時金支払対象外特約、長期入院療養一時金支払対象外特約 等セット

AIU INSURANCE COMPANY



安心のガン補償



ガン治療費用保険金 (一部負担金追加補償特約セット)

公的医療保険(健康保険等)の一部自己負担部分※1、食事療養費、個室等を利用された場合の差額ベッド代※2、先進医療の技術料および交通費、親族付添費等※3を補償します。

*ガンまたは上皮内ガンで入院された場合に対象となります。(先進医療費用については通院も対象となります。)1回の入院※4につき、入院開始から180日以内に負担した費用をお支払いします。



ガン入院医療保険金 (日額)

ガンまたは上皮内ガンで入院された場合に、入院1日目からお支払いします。
(支払日数に制限はありません。)



ガン手術医療保険金

ガンまたは上皮内ガンで所定の手術を受けられた場合に、入院の有無にかかわらず、手術の種類に応じて手術保険金の1.2~4倍をお支払いします。

*同時に2種類以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い倍率を適用します。



ガン診断給付金 (特定疾病診断給付金)

ガンまたは上皮内ガンと診断された場合に、ガン診断給付金額の全額をお支払いします。

注1) ガンについては、診断給付金の支払われたガンの診断確定の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に新たなガンとして診断が行われた場合は、後の診断に対してもお支払いします。

注2) 上皮内ガンについては、治療を直接の目的として開始した入院中に所定の手術を受けた場合にお支払いの対象となります。また保険期間を通じて1回のみのお支払いとなります。



ガン回復支援費用 保険金

入院して、抗ガン剤治療等を受けたことによる脱毛のためのウイッグ(かつら)購入の費用や乳ガンにより切除した乳房再建の費用、および退院後に療養・介護のために必要となった機器購入の費用や住宅改造の費用等を補償します。

*「入院開始日」から「入院終了日からその日を含めて2年を経過した日」までの間に負担した費用に限りです。



ガン通院医療保険金 (日額)

ガンまたは上皮内ガンの治療のために通院した場合に、支払対象期間*における通院に対して、1日につきご契約の通院医療保険金日額をお支払いします。ただし、同一のガンまたは上皮内ガン※5につき90日を限度とし、保険期間を通じて500日を限度とします。

*「支払対象期間」とは、次の期間をいいます。なお、保険金をお支払いするのは、保険期間中に通院の原因となったガンまたは上皮内ガンにより入院を開始した場合に限ります。

(1) 入院開始日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

(2) 入院終了日(退院日)の翌日からその日を含めて180日を経過した日までの期間

- ※1 一部負担金追加補償特約がセットされます。お支払い額は高額療養費、付加給付を差し引いた額となります。
 - ※2 差額ベッド代は1万円×入院日数の金額が限度となります。ただし、医師が治療上の必要性を認めた場合はこの限度額は適用しません。
 - ※3 親族付添費は1日につき4,100円となります。
 - ※4 入院が終了した後、その退院日からその日を含めて180日以内に、同一のガンまたは上皮内ガンによって再入院した場合は、前の入院と後の入院を「1回の入院」とみなします。
 - ※5 入院が終了した日(入院をしなかった場合には、最後に病院等で治療を受けた日)からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びそのガンまたは上皮内ガンに関する入院治療が必要となった場合は、後のガンおよび上皮内ガンは前のガンおよび上皮内ガンと異なるものとみなします。
- 注) 「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。

■ お支払い事例(肺がんで25日間入院の場合)

発行 平成27年 2 月 9 日		入院診療費領収書		日本〇〇〇〇〇〇病院								
診療科 呼吸器内科		患者氏名 永愛 太郎 様		診療期間 27年 1月 7日 ~ 27年 1月 31日								
負担率 30%		診療科目 初再診料 点 1,160点 医学管理等 点 在宅医療 点 検査料 点 5,427点 画像診断 点 4,792点 投薬料 点 7,205点 注射料 点 3,696点 リハビリ 点 入院料 点 50,922点 包括診療料 点										
保険分	円	精神科専門療法	処置料	手術料	麻酔	放射線治療	病理診断	術後療養及び 栄養補給	歯科矯正	その他	小計	本人負担額①
保険分	円	点	点	点	点	点	点	点	点	点	73,202点	219,610円
保険外	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特定療養費		材料費	非課税自費	検査料	文書料他	領収額合計 ①+②						
保険分	円	円	円	円	円	¥426,030						
保険外	円	円	円	円	円	健康保険の規定により領収額合計は10円未満四捨五入で計算してあります						
保険分	円	食事療養費	電報・電話料	病衣代他	室料差額	小計②						
保険外	円	17,420円	円	円	189,000円	206,420円						

④先進医療による治療費(技術料) (公的医療保険適用外)

2,484,000円

(陽子線治療費用)

「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については厚生労働省のホームページにて、「先進医療の概要について」を検索のうえ、ご確認ください。

病院へ支払う自己負担額 25日間の入院で

2,775,170円

① + ② + ③ + ④

① 食事療養費
(1食@260円×67食分)
17,420円
(自己負担額)

② 差額ベッド代
(1日7,560円(税込)×25日)
189,000円
(自己負担額)

③ 入院療養費
(25日間分)
84,750円
(高額療養費の支給を差し引いた後の自己負担額)*

スーパー上乗せ健保ガン保険にご加入いただいた場合の支払保険金はP.2を参照してください。

*高額療養費については、P.2下部記載の「高額療養費制度について」を参照してください。

プラン表

C1プラン	C2プラン	C3プラン
1回の入院※につき 300万円限度	1回の入院※につき 300万円限度	1回の入院※につき 300万円限度
1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円
補償はありません。	補償はありません。	1回につき 15・30・60万円
補償はありません。	ガンと 診断された場合 100万円 上皮内ガンと診断され、 入院中に所定の 手術を受けられた場合 10万円	ガンと 診断された場合 100万円 上皮内ガンと診断され、 入院中に所定の 手術を受けられた場合 10万円
保険期間10年を通じて 300万円限度 (自己負担額3万円)	保険期間10年を通じて 300万円限度 (自己負担額3万円)	保険期間10年を通じて 500万円限度 (自己負担額3万円)
補償はありません。	補償はありません。	1日につき 5,000円

※入院が終了した後、その退院日からその日を含めて180日以内に、同一のガンまたは上皮内ガンによって再入院した場合は、前の入院と後の入院を「1回の入院」とみなします。
なお、入院が終了した日(入院をしなかった場合には、最後に病院等で治療を受けた日)からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びそのガンまたは上皮内ガンに関する入院治療が必要となった場合は、後のガンおよび上皮内ガンは前のガンおよび上皮内ガンと異なるものとみなします。

C2プランにご加入の場合の保険金支払い事例

左記自己負担額全て	2,775,170円	
諸雑費(1,100円×25日)	27,500円	
ガン入院医療保険金(10,000円×25日)	250,000円	
ガン診断給付金	1,000,000円	
		お支払保険金総額 4,052,670円

【高額療養費制度について】

高額療養費制度とは、公的医療保険における制度の一つで、医療機関で支払った医療費が1か月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

左記領収書サンプルの本人負担額219,610円は、高額療養費制度による支給を差し引く前の金額です。

左記の事例では、80,100円+(732,020円-267,000円)×1%=84,750円が高額療養費の支給を差し引いた後の自己負担額となります。

※治療を受ける被保険者年齢は70才未満、所得区分は標準報酬月額28万~50万円として計算。また、総医療費は73,202点×10円=732,020円として計算。(2015年3月現在)

保険料表 [単位:円]

(保険期間10年/保険料払込期間10年)【2015年3月1日現在】

男性						契約被 保険者 の 年令 ※1	女性					
C1プラン		C2プラン		C3プラン			C1プラン		C2プラン		C3プラン	
月払	年払	月払	年払	月払	年払		月払	年払	月払	年払	月払	年払
↑	↑	↑	2,720	↑	3,640	20	↑	2,000	↑	4,020	↑	5,350
			2,840		3,810	21		2,280		4,600		6,160
			2,970		3,990	22		2,620		5,300		7,150
			3,110		4,180	23		3,020		6,120		8,330
			3,280		4,420	24		3,420		6,960		9,540
			3,490		4,710	25		3,810		7,790		10,740
			3,740		5,050	26		4,180		8,600		11,910
			4,030		5,430	27		4,520		9,370		13,020
	2,090		4,360		5,870	28		4,820		10,070	※2	14,040
	2,230		4,720		6,370	29		5,170		10,810		15,100
	2,400		5,130		6,930	30		5,530		11,570		16,180
	2,570		5,570	※2	7,540	31		5,920	※2	12,360		17,260
	2,760		6,050		8,190	32		6,330		13,150		18,330
	2,940	※2	6,550		8,870	33		6,740		13,940		19,370
	3,190		7,170		9,730	34		7,200		14,840		20,580
	3,490		7,920		10,770	35		7,730		15,860	↓	21,980
	3,860		8,800		12,020	36		8,320		17,020	2,070	23,590
	4,300		9,810		13,470	37		8,980		18,320	2,230	25,440
	4,800		10,960		15,130	38		9,730		19,790	2,410	27,530
	5,390		12,260		17,000	39	※2	10,450		21,240	2,590	29,620
	6,040		13,730		19,100	40		11,130	↓	22,660	2,770	31,690
※2	6,780		15,380		21,460	41		11,790	2,110	24,070	2,960	33,770
	7,590		17,260	2,110	24,100	42		12,430	2,230	25,480	3,140	35,860
	8,490		19,340	2,360	27,010	43		13,050	2,350	26,890	3,320	37,970
	9,460	↓	21,610	2,640	30,190	44		13,680	2,470	28,300	3,500	40,060
	10,480	2,100	24,030	2,940	33,580	45		14,320	2,600	29,690	3,680	42,110
	11,540	2,330	26,580	3,250	37,140	46		14,980	2,720	31,090	3,860	44,130
	12,620	2,560	29,210	3,570	40,810	47		15,640	2,840	32,470	4,030	46,100
	13,720	2,790	31,880	3,900	44,520	48		16,310	2,960	33,830	4,200	48,020
	14,980	3,050	34,840	4,260	48,710	49		16,990	3,080	35,170	4,370	49,900
	16,420	3,340	38,120	4,670	53,410	50		17,690	3,190	36,490	4,530	51,740
	18,050	3,650	41,740	5,130	58,660	51		18,390	3,310	37,780	4,690	53,520
	19,880	4,010	45,770	5,650	64,530	52		19,090	3,420	39,060	4,840	55,260
	21,920	4,390	50,200	6,210	71,030	53		19,800	3,530	40,290	4,980	56,920
2,110	24,110	4,810	54,920	6,820	77,910	54		20,510	3,640	41,590	5,130	58,680
2,310	26,460	5,250	59,960	7,460	85,210	55		21,230	3,760	42,950	5,300	60,540
2,540	28,990	5,720	65,370	8,140	93,010	56		21,960	3,880	44,390	5,470	62,540
2,780	31,720	6,230	71,190	8,870	101,350	57	↓	22,710	4,020	45,940	5,660	64,680
3,030	34,670	6,780	77,440	9,650	110,280	58	2,060	23,490	4,170	47,620	5,860	67,030
3,280	37,510	7,320	83,640	10,420	119,090	59	2,120	24,240	4,320	49,390	6,080	69,460
3,520	40,240	7,860	89,770	11,180	127,740	60	2,180	24,960	4,480	51,250	6,300	72,000
3,750	42,860	8,380	95,830	11,920	136,200	61	2,240	25,640	4,650	53,190	6,530	74,620
3,970	45,340	8,910	101,770	12,640	144,450	62	2,300	26,300	4,830	55,220	6,770	77,340
4,170	47,680	9,410	107,600	13,340	152,450	63	2,360	26,930	5,010	57,310	7,010	80,130
4,370	49,880	9,920	113,340	14,030	160,320	64	2,410	27,510	5,190	59,310	7,240	82,770
4,550	51,930	10,410	119,000	14,710	168,070	65	2,450	28,020	5,360	61,260	7,470	85,310
4,710	53,840	10,900	124,580	15,370	175,660	66	2,490	28,470	5,520	63,130	7,680	87,710
4,870	55,600	11,380	130,060	16,020	183,120	67	2,530	28,850	5,680	64,930	7,870	89,980
5,010	57,200	11,850	135,450	16,660	190,410	68	2,550	29,160	5,830	66,630	8,060	92,080
5,140	58,730	12,310	140,630	17,260	197,280	69	2,580	29,510	5,980	68,370	8,240	94,190
5,260	60,160	12,740	145,590	17,820	203,710	70	2,610	29,880	6,140	70,140	8,430	96,290

※1:被保険者(保険の対象となる方)の契約年令とは、保険期間の開始日における被保険者の年令をいいます。生後6か月未満のお子さまはお引き受けできませんのでご了承ください。
 ※2:2,000円未満でのご契約はできません。年払または他プランにてお申し込みください。詳しくは取扱代理店または弊社にご相談ください。

付帯サービス

セカンドオピニオンアレンジサービス (被保険者ご本人のみ対象)



「セカンドオピニオン」とは、主治医から示されている病名や診断結果、治療法などに不安や疑問がある場合や、他の治療法も知りたいと思われたときに、主治医以外の医師に意見(セカンドオピニオン)を求めることをいいます。

各専門分野を代表する総合相談医*が相談「セカンドオピニオン」に応じます。総合相談医が優秀専門臨床医*による治療が必要と判断した場合には、総合相談医より紹介状が渡されます。

- セカンドオピニオン
より良い医療を選択するために、主治医以外の医師による現在の診断に対する見解や今後の治療の方針、方法についての意見を提供します。
 - 優秀専門臨床医の紹介
面談によるセカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医の紹介(紹介状の作成)を行います。
- *ティーベック株式会社の用語定義となります。

ご利用方法 証券と一緒に送る案内書に記載の電話番号(通話料無料)にお電話ください。

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日、12月31日～1月3日を除く)

- ☎相談例・・・症状にあった専門医に相談したい。
手術することになったが、他に選択肢はないの？
高度な手術が必要らしい。どうしたらいいの？

※病名などが判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療について、医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。

※救急に関するご要望には対応できません。

※同一病名のご相談は年1回とさせていただきます。

※日常に見られる病症状で、治療にあたり専門性を必要としない傷病のご相談はお受けできません。

※心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科などは対象外です。

※ご利用にあたっては診察関連資料が必要になりますが、ご利用者自身でご用意いただけます。

※その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

ハロー健康相談24(24時間電話健康相談サービス) (被保険者ご本人とその配偶者および被扶養者が対象)

経験豊かな医師や保健師、看護師などが健康、医療、介護に関するご相談にきめ細かくアドバイスいたします。

ご利用方法 証券と一緒に送る案内書に記載の電話番号(通話料無料)にお電話ください。

受付時間 24時間年中無休

☎相談例

○3才の子供の熱が38.5度もあります。
解熱剤を飲ませた方が良いですか？
また、深夜でも診てもらえる病院が近くにありますか？

夜間・休日の
医療機関案内

真夜中の急病

○昼間、公園で足首をひねってしまった。
夜になったら腫れがひどくなってきた。応急手当の方法を教えてください。

ケガの応急手当

○健康診断の胸部レントゲン検査で影があると言われ、再検査となった。
どのようなことが考えられますか？

健康の不安

○風邪気味で市販薬を服用していたら、水曜日から全身発疹。
どうしたらいいの？

薬の副作用



セカンドオピニオンアレンジサービス

ハロー健康相談24

- 本サービスは、弊社の委託先であるティーベック株式会社様が提供します。
- 本サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

保険金・給付金の概要

ガン治療費用保険金、ガン入院医療保険金(日額)、ガン手術医療保険金、ガン診断給付金、ガン回復支援費用保険金、ガン通院医療保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
先進医療費用	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために日本国内で保険期間中に先進医療を受けた場合(入院・通院を問わず補償します。)	先進医療に要する費用(先進医療にかかる「技術料」(注)および「交通費」)をお支払いします。 (注)基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費および保険外併用療養費に相当する家族療養費を除きます。
入院時室料差額費用 (差額ベッド代)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために日本国内で保険期間中に入院を開始した場合	ベッドまたは病室の使用料(注)をお支払いします。ただし、公的医療保険制度(健康保険など)または労働者災害補償制度を利用した期間中のご負担に限りません。また、「療養の給付」等の支払いの対象となる費用、および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用は除きます。 (注)いわゆる「差額ベッド代」をいいます。差額ベッド代については、1万円×入院日数の金額を限度とします。ただし、医師が治療上の必要性を認めた場合はこの限度額を超えてもお支払いします。
その他の評価療養費用	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために日本国内で保険期間中に入院を開始した場合	薬事法承認後で、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として告示される(薬価基準に収載される)前の医薬品(注1)の使用に要する費用をお支払いします。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(注2)を除きます。 (注1)人体に直接使用されるものに限るものとし、別に厚生労働大臣が定めるものを除きます。 (注2)保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。
 ガン治療費用保険金(治療費用補償特約)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために日本国内で保険期間中に入院を開始した場合	①親族による付添費用 被保険者が自分で体位変換できないなど、所定の状態に該当し、かつ医師が付添いを必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添いをしたときの次に掲げる費用をお支払いします。(1日につき1名分に限りません。) ア. 親族付添費……1日につき4,100円(2015年3月1日現在) イ. 交通費 ウ. 寝具などの使用料
		②ホームヘルパー雇入費用と保育所預入費用 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー(注1)の雇入費用(ホームヘルパーの紹介料および交通費を含み、1日につき1名分に限りません。)または被保険者と同居の親族(乳・幼児)を一時的に保育所(注2)へ預け入れるための費用(交通費を含みます。)をお支払いします。 ア. 医師が被保険者への付添いを必要と認めた期間 イ. 家事従事者(注3)である被保険者が入院している期間 (注1)炊事、掃除、洗濯などの世話をを行うことを職業とする者をいいます。 (注2)保護者の委託を受けて、乳児または幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく施設、または同様の業務を目的とする施設であると認められる施設をいいます。 (注3)被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯などの家事を行う親族(被保険者本人を含みます。)の中で主たる者をいいます。
		③諸雑費 入院1日につき1,100円(2015年3月1日現在)をお支払いします。
		④食事療養費 被保険者が入院時の「療養の給付」と併せて受けた食事療養に要する費用をお支払いします。
		⑤入院・転院時の交通費 入院のために必要とした病院等までの交通費、医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費をお支払いします。ただし、先進医療を受けるために要した交通費は、先進医療費用でお支払いします。
【入院諸費用に関するご注意】 (1) ①から④の費用については、被保険者が、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限りません。 (2) ⑤の費用については、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りません。 (3) ①から⑤までの費用に次の2つの費用が含まれる場合はその費用を除きます。 ア. 「療養の給付」等の支払いの対象となる費用 イ. 労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用		
【治療費用保険金に関するご注意】 入院(※1)を開始した日または通院により先進医療を受けた日のいずれか早い日から、その日を含めて180日以内に負担された費用に対して、1回の入院(※2)につき、ご契約の治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、第三者により支払われた損害賠償金などがある場合には、その額を被保険者が負担した費用から差し引きます。なお、「1回の入院」には、通院による先進医療の治療を含みます。 ※1 検診のみを目的とした入院(人間ドック、健康診断など)はお支払いの対象となりません。 ※2 入院が終了した後、その退院日からその日を含めて180日以内に、同一のガンまたは上皮内ガンによって再入院した場合は、前の入院と後の入院とは、「1回の入院」とみなします。先進医療については、その治療の都度「入院」または「再入院」があったものとみなして取り扱います。 (注)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限りません。		

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
 (治療費用補償特約) ガン治療費用保険金 一部負担金追加補償特約 (治療費用補償特約用)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために日本国内で保険期間中に入院を開始した場合	「療養の給付」等の支払対象となる入院時に、被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金をお支払いします。 (注1)「療養の給付」等の支払対象となる療養に要した費用の30%を限度とし、かつ同一の月に30万円を限度額とします。この限度額は、公的医療保険制度の高額療養費の支給に関する規定に従い、同一の月に異なる病院等に入院した場合は病院等ごとに、異なる診療科の診療を受けるため入院した場合は診療科ごとに適用します。 (注2)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。 【ご注意】 次の給付などがあるときは、その額を被保険者が負担した上記の費用から差し引きます。 (1)健康保険などの公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費 (2)公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った費用に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「付加給付」)
 ガン入院医療保険金(日額)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために保険期間中に入院を開始した場合	入院1日につきご契約の入院医療保険金日額を入院初日からお支払いします。 なお、支払限度日数は無制限です。 (注1)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。 (注2)検診のみを目的とした入院(人間ドック、健康診断など)は、お支払いの対象となりません。
 ガン手術医療保険金(手術医療保険金支払特約)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために保険期間中に所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて、ご契約の手術医療保険金額の1・2・4倍の手術医療保険金をお支払いします。 (注1)同時に2種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を適用します。 ※手術医療保険金の対象となる手術につきましては、重要事項説明書を必ずご参照ください。 (注2)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。
 ガン診断給付金 特定疾病診断給付金支払特約 特定疾病の範囲に関する特約 (特定疾病診断給付金支払特約用) 悪性新生物診断給付金の支払に関する特約 (特定疾病診断給付金支払特約用)	被保険者が保険期間の開始後に病気を発病し、その病気がガンまたは上皮内ガンに該当すると医師が診断し、かつ特定疾病の種類に応じた支払要件に該当した場合 【特定疾病診断給付金の支払要件】 ガン: 病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。 上皮内ガン: 次のいずれも充足する場合に限り、 ①病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定された場合 ②治療を直接の目的として開始した入院中に、所定の手術(注)を受けた場合 (注)上皮内ガンの「所定の手術」とは、(1)上皮内ガンの開胸術、開腹術、(2)ファイバースコープによる上皮内ガン手術(検査・処置は含みません。)、(3)その他の上皮内ガン手術(ファイバースコープによる手術は除きます。の)のいずれかの手術をいいます。	ご契約の特定疾病診断給付金額の全額をお支払いします。 【ご注意】 (1)ガンの診断確定の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に新たなガンとして診断確定された場合は、前の診断に対して給付金をお支払いしている場合であっても、後の診断に対してもお支払いします。 (2)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。 (3)上皮内ガンについては、保険期間を通じて1回のみのお支払いとなります。
 ガン回復支援費用保険金 (回復支援費用補償特約)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病し、その治療のために保険期間中に入院を開始し、被保険者が日本国内において右記①～④の費用(被保険者の療養・介護に必要・有益な費用に限り、)を負担した場合	①外顔醜状等形成外科治療に要した費用(被保険者の外顔醜状を再建するために医師が有効と認めた形成外科治療に要した費用)をお支払いします。 例えば(1)ガン切除後の変形の再建(乳房再建手術など)にかかる費用 (2)皮膚腫瘍または皮膚潰瘍による変形の再建にかかる費用 …など ②義歯、義手、義足、義眼または義毛などの費用をお支払いします。 ③例えば、両眼を失明した・咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を全く廃したなどの所定の高度障害状態となり、必要となった被保険者の居住する住宅の改造費用をお支払いします。 ④療養・介護用機器の購入費用をお支払いします。 【ご注意】 (1)お支払いする保険金額は、免責金額(自己負担額)を差し引いた残額となります。 (2)「入院開始日」から「入院終了日」からその日を含めて2年を経過した日までの間に負担した費用に限り、お支払いの対象となります。 (3)お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、ご契約の保険金額を限度とします。 (4)公的医療保険制度および公的介護保険制度を定める法令の規定による給付や、上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金などがある場合は、その額を被保険者が負担した上記の費用から差し引きます。 (5)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。
 ガン通院医療保険金 (通院医療保険金支払特約)	被保険者が保険期間の開始後にガンまたは上皮内ガンを発病(注1)し、その治療のために通院した場合。ただし、その治療のための入院があったことが条件となります。	「支払対象期間」※における通院に対し、通院1日につきご契約の通院医療保険金日額をお支払いします。ただし、同一のガンまたは上皮内ガン(注2)につき、90日を限度とします。また、保険期間を通じて500日を限度とします。 (注1)「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」は、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限り、お支払いの対象となります。 (注2)入院が終了した日(入院をしなかった場合は、最後に病院等において治療を受けた日)からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びそのガンまたは上皮内ガンに関する入院治療が必要となった場合は、後のガンおよび上皮内ガンは前のガンおよび上皮内ガンとは異なるものとみなします。 (注3)検診のみを目的とした通院(人間ドック、健康診断など)は、お支払いの対象となりません。 ※「支払対象期間」とは、次の期間をいいます。 なお、保険金をお支払いするのは、保険期間中に通院の原因となったガンまたは上皮内ガンにより入院を開始した場合に限り、 (1)入院開始日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間 (2)入院終了日(退院日)の翌日からその日を含めて180日を経過した日までの期間

保険金・給付金の概要

各保険金・給付金の保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合	
 ガン治療費用保険金 (一部負担金追加補償特約)	<p>次のいずれかに該当するガンまたは上皮内ガンについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(1) 発病の時に保険期間の開始時より前のガンまたは上皮内ガン(注)</p> <p>(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じたガンまたは上皮内ガン</p> <p>(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じたガンまたは上皮内ガン</p> <p>(4) 核燃料物質などの放射性、爆発性などの有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じたガンまたは上皮内ガン</p> <p>(5) 被保険者の麻薬類、覚せい剤、シンナーなどの使用およびアルコール依存、薬物依存、薬物乱用によって生じたガンまたは上皮内ガン。ただし、治療目的で医師がこれらの物を使用した場合は、お支払いの対象となります。</p> <p>(6) 保険期間の開始日からその日を含めて90日までに発病(被保険者以外の医師の診断によります。)した乳ガン(乳房の悪性新生物)または上皮内ガン</p> <p>…など</p> <p>(注) この保険では、保険期間の開始時※より前に被保険者(保険の対象となる方)がガンまたは上皮内ガンを発病していた場合、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は無効となります。ただし、保険期間の開始日の前日からその日を含めて2年を遡った日より前に治療を終了していた場合は、無効なりません。</p> <p>※ この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。</p>
 ガン入院医療保険金	
 ガン手術医療保険金	
 ガン診断給付金	
 ガン回復支援費用 保険金	
 ガン通院医療保険金	

用語のご説明

い	医師	被保険者(保険の対象となる方)が医師である場合は、被保険者ご本人以外の医師をいいます。
か	ガン	悪性新生物(白血病、肉腫、悪性リンパ腫などの悪性腫瘍を含みます。)をいいます。
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法 ⑤私立学校教職員共済法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律
し	上皮内ガン	粘膜上部の層である上皮の内側にとどまっている初期段階の上皮内新生物をいいます。 主に大腸の粘膜や子宮頸部にできます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
た	他の保険契約など	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	発病	医師の診断による発病の時をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者(保険の対象となる方)をいいます。
	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 ②四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、弊社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ③①または②の場合と同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間(ご契約期間)をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
ろ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア.労働者災害補償保険法 イ.国家公務員災害補償法 ウ.裁判官の災害補償に関する法律 エ.地方公務員災害補償法 オ.公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

ご注意

■保険期間と支払責任について

⚠️ ご注意 保険契約の無効について

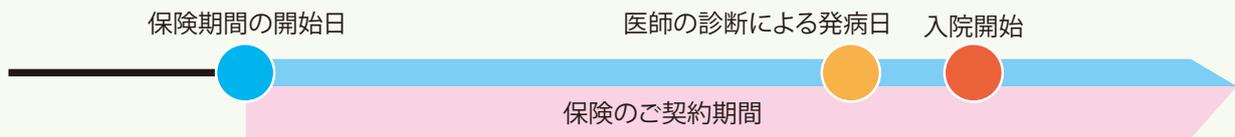
この保険では、保険期間の開始時※1より前に被保険者（保険の対象となる方）がガンまたは上皮内ガンを発病していた場合、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は無効となります。ただし、保険期間の初日の前日からその日を含めて2年を遡った日より前に治療を終了していた場合は、無効となりません。

■保険契約が無効とならない場合



お支払いする場合の事例

保険金のお支払いの対象は、保険期間の開始後に発病したガンまたは上皮内ガンの治療を目的とする入院や手術などになります。



⚠️ 「乳ガン(乳房の悪性新生物)」または「上皮内ガン」については、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合にお支払いの対象となります。

お支払いする場合の事例

保険期間の開始時※1より前に発病していたガンまたは上皮内ガンであっても保険期間の開始時※1の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に生じた保険金の支払事由※2については、保険期間の開始時※1以降に発病したガンまたは上皮内ガンとみなします。

例 保険期間の開始日から2年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合



⚠️ 受けていた治療の内容が告知事項に該当する場合には、その状態について正しく告知を行っていただく必要があります。

※1 この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

※2 同一のガンまたは上皮内ガンに対する支払事由が、保険期間の開始時(※1)の属する日からその日を含めて2年以内に生じていない場合に限りです。

■同一のガンおよび上皮内ガンの取扱いについて

次の①または②のいずれかに該当する場合は、後のガンおよび上皮内ガンは前のガンおよび上皮内ガンとは異なったガンおよび上皮内ガンとみなします。

- ① ガンまたは上皮内ガンの治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びそのガンまたは上皮内ガンに関する入院治療が必要となった場合
- ② ガンまたは上皮内ガンの治療のため入院をしなかった場合には、そのガンまたは上皮内ガンについて最後に病院等で治療を受けた日から、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びそのガンまたは上皮内ガンに関する入院治療が必要となった場合



ご契約いただく保険について

■ご契約について

■保険期間:10年

■被保険者の契約年齢:

【新規でご契約いただく場合】

保険期間(保険のご契約期間)の開始日における被保険者の年齢が生後6か月以上、満70才以下の方にのみご契約いただけます。

【継続してご契約いただく場合】

継続契約の保険期間の開始日における被保険者の年齢が満80才までご継続いただけます。

■保険料払込方法:一括払(全期前納払)・年払・月払 ■審査:告知書扱い
*この保険には配当金および満期返れい金はありません。また、保険料の自動振替貸付制度は取り扱っていません。

●現在の健康状態、過去の病歴、ご職業、同一の危険を補償する他の保険契約(共済を含みます。)などによっては、ご契約をお引き受けできない場合、または特定の疾病・症状について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合があります。

■ご契約の継続について

この保険契約の満了する日より3か月前の日までにご契約者または弊社より書面で別段の意思表示がない場合、健康状態にかかわらず(健康状態等告知書および傷病歴等告知書(以下、告知書といいます。))など告知書のご提出は不要です。)この保険契約は同一の内容で自動継続されます。(「上皮内新生物」に対するガン診断給付金のお支払いがあった場合は、ガン診断給付金については「上皮内新生物」を補償しない契約での継続となるなど、継続前と継続後では異なったご契約内容での継続となる場合があります。また、新たな商品を発売した場合、継続時にメディカル総合保険を取り扱っていない場合などには、継続前と同一の内容の保険契約をご提案できない場合があります。)継続された保険契約の保険料は、継続時の契約年齢および保険料率により計算します。継続後の保険期間は継続前の保険期間と同一となります。

■ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」にはご契約に関する大切な事項・必要な保険の知識などが記載されていますので、必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」記載事項の例

- お申込み撤回(クーリング・オフ)について
- 解約時の返還保険料について
- 健康状態などの告知義務について
- 契約内容の変更などについて
- 保険金をお支払いできない主な場合について

■弊社損害保険募集人について

弊社損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、弊社損害保険募集人とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

■お支払事由に該当された場合

給付金・保険金のお支払事由が発生した場合には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。また、給付金・保険金のお支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に病気の内容や程度等の詳細を書面で弊社にご通知ください。正当な理由がなくご通知をいただけない場合や弊社に知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

*「給付金・保険金のお支払事由が発生した日から30日以内」とは、例えば入院医療保険金については入院を開始した日からその日を含めて30日以内をいいます。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約の際しましては、事前に、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

●スーパー上乘せ健保はAIUのメディカル総合保険のペットネームです。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

http://www.aiu.co.jp

お問合せ先: 03-3216-6611

(受付時間: 土・日・祝日・年末年始を除く/午前9時~午後5時)

B61-123 (B-003469 2017-03) 03-15 15M(TF-PY)

■解約時の返還保険料の有無およびそれに関する事項について

ご契約を解約される場合は、既に払い込まれた保険料のうち未経過期間に対応する保険料を返還します。返還保険料は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間での解約については、返還保険料がまったくないか、あってもごくわずかとなります。

ご契約後、被保険者の死亡によりご契約が失効した場合は、保険料払込方法によって次のとおりとします。

①月払の場合は、返還保険料はありません。

②年払の場合は、保険期間の開始日からその応答日までの1年ごとの期間のうち、まだ経過していない月数(1か月に満たない期間は算入しません。)に基づき計算した保険料を返還します。

③一括払(全期前納払)の場合は、保険期間満了までの期間のうち、まだ経過していない年数(1か月に満たない期間は算入しません。)に基づき計算した保険料を返還します。

■ご請求について

●給付金・保険金をご請求いただいた場合、弊社の指定した医師の診断を求めること、または被保険者の病気の診断を行った医師に対して症状、治療内容などにつき直接確認を行うことがあります。

●給付金・保険金をご請求の際、被保険者に給付金・保険金を請求できない事情があるときは、所定の条件を満たす配偶者または親族の方が被保険者の代理人として給付金・保険金の請求を行うことができます。ご契約時には、被保険者の代理人として保険金の請求手続きをされる可能性のあるご親族に、ご契約の存在とこの規定についてお伝えください。代理人からのご請求を受け給付金・保険金をお支払いした後に、被保険者からご請求があった場合でも、重複して給付金・保険金をお支払いしません。また、代理人からご請求を受けた給付金・保険金をお支払いした後に、ご契約者または被保険者からお問合せがあった場合、弊社はその支払状況について、事実に基づいて回答します。

■告知義務・通知事項について

●保険契約のお申込みの際には、告知書・保険契約申込書の告知欄を被保険者ご本人(被保険者が満15才未満の場合は親権者・後見人)が正確にご記入ください。

●告知書・保険契約申込書の記載内容(告知内容)が事実と異なる場合には、保険契約を解除することがあります。また、このとき給付金・保険金のお支払事由が発生していても、給付金・保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●「同一の危険を補償する他の保険契約など」は「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。事実と異なることを記入された場合には、給付金・保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

●保険証券に記載されている住所または通知先に変更が生じた場合には、遅滞なくご連絡ください。

●保険契約に適用される普通保険約款などに関する権利および義務の移転に関する弊社の承認を得る場合には、遅滞なくご連絡ください。

■保険料率の変更について

保険期間の途中において、この保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、保険料の返還・請求は行いません。

■治療費用保険金(治療費用補償特約)の変更について

ガン治療費用保険金(治療費用補償特約)は、公的医療保険制度またはこれに関連する法令などが改正された場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約(この特約に別の特約がセットされている場合は別の特約を含みます。)を変更することがあります。

■介護医療保険料控除について

入院・通院などの給付部分にかかる保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。*2015年3月現在の税制に基づいて記載しています。今後、税制の変更にとともに、記載の内容が変わることがあります。

■保険期間中の契約内容の変更について

保険期間の途中における契約内容の変更はできません。保険期間の変更や保険金額の変更もできません。

お問合せ・お申込みは

お問合せ・お申込みは